

当日（6月28日）配布資料

- ・令和4年度以降の山崎南中学校区の学校規模適正化に関する協議等 P 3
- ・委員名簿 P 4
- ・学校規模適正化 協議の流れ（山崎南中学校区） P 5
- ・山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会要綱 P 6
- ・コミュニティスクール（学校運営協議会を設置した学校）について P 7～8

令和4年度以降の山崎南中学校区の学校規模適正化に関する協議等

日程	内容	備考
平成21年8月	宍粟市学校規模適正化推進計画を策定	
平成22年10月26日	城下地区 学校規模適正化説明会	
平成22年10月27日	戸原地区 学校規模適正化説明会	
平成24年4月24日	山崎町連合自治会役員会で、今後の進め方等について説明	
平成24年6月25日～ 平成25年2月14日	山崎南中学校区 学校規模適正化に関する地域の委員会（計3回）	
令和4年5月	戸原地区自治会長・戸原小学校PTA会長等と協議	
令和4年5月	城下地区自治会長・城下小学校PTA会長等と協議	
令和4年7月	戸原地区保護者意識調査の実施	対象 46世帯 提出 34世帯
令和4年10月13日	城下地区の代表者と協議（地域の委員会再開に向けた準備会 第1回）	自治会長 13名 PTA 3名 各種団体等 3名
令和4年10月28日	戸原地区の代表者と協議	自治会長 3名 PTA 3名 各種団体等 3名
令和4年11月30日 令和4年12月4日	戸原地区の保護者説明会（計2回、出席者アンケートも実施）	保護者 計22名 アンケート提出 17名
令和5年2月1日	戸原地区の代表者と協議（地域の委員会再開に向けた準備会 第1回）	自治会長 3名 PTA 3名 各種団体等 2名
令和5年3月28日	戸原地区の代表者と協議（地域の委員会再開に向けた準備会 第2回）	自治会長 3名 PTA 3名 各種団体等 1名
令和5年5月	城下地区小学校保護者意識調査の実施	対象 189世帯 提出 162世帯
令和5年5月20日	戸原地区の地域の説明会	地域住民 16名
令和5年5月30日	山崎南中学校区 学校規模適正化に関する地域の委員会 第1回	自治会長 14名 PTA 6名 各種団体等 4名
令和5年6月28日	山崎南中学校区 学校規模適正化に関する地域の委員会 第2回	

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会

番号	氏名	団体等	小学校区	備考
1	永峰 謙二	御名自治会長	城下	
2	高井 正秀	千本屋自治会長	城下	
3	野坂 隆夫	野自治会長	城下	
4	宮脇 昭介	船元自治会長	城下	副会長
5	織金 正博	下広瀬自治会長	城下	
6	久内 豊	中井自治会長	城下	
7	鶴崎 和之	鶴木自治会長	城下	
8	太田 博文	春安自治会長	城下	
9	藤井 正司	段自治会長	城下	
10	片山 繁樹	金谷自治会長	城下	
11	志水 謙司	上比地自治会長	城下	
12	福田 裕司	中比地自治会長	城下	
13	森本 実勇	下比地自治会長	城下	
14	牧野 彰光	城下小 P T A 代表	城下	
15	仁尾 琢磨	城下小 P T A 代表	城下	
16	小川 咲子	城下小 P T A 代表	城下	
17	金本 文代	自治会女性会 代表	城下	
18	松本 むつみ	前民生委員児童委員	城下	
19	橋本 俊明	老人クラブ連合会 代表	城下	
20	長田 茂伸	川戸自治会長	戸原	
21	西明寺 正己	宇原自治会長	戸原	会長
22	西脇 健介	下宇原自治会長	戸原	
23	中村 正一	戸原小 P T A 代表	戸原	
24	西明寺 正記	戸原小 P T A 代表	戸原	
25	志水 裕介	戸原小 P T A 代表	戸原	
26	寺西 嘉津代	自治会女性会 代表	戸原	
27	下多 睦美	民生委員児童委員	戸原	
28	西脇 恵美	民生委員児童委員	戸原	
事務局	大谷 奈雅子	教育部長		
事務局	小河 秀義	教育部次長		
事務局	大砂 正則	教育部次長 兼 教育総務課長		
事務局	中田 吏	学校教育課 課長		
事務局	仁尾 雅浩	学校教育課 副課長		
事務局	岩本 浩二	教育総務課 副課長		

学校規模適正化 協議の流れ（山崎南中学校区）

1 学校規模適正化に関する説明会（準備会）＝ 戸原小学校区、城下小学校区にそれぞれ設置

【委員の構成、協議内容等】

- ・各小学校区内の保護者、地域住民で組織
- ・各小学校区内の方向性の協議、課題の整理
- ・各小学校区内の保護者等の意識把握
- ・各小学校区内の意見集約と合意形成

小学校区としての方向性を整理し、**2の地域の委員会**を再開



2 地域の委員会＝ 山崎南中学校区に設置

【委員の構成、協議内容等】

- ・各説明会（準備会）のメンバーで組織
- ・中学校区内の方向性の協議、課題の整理
- ・中学校区内の保護者等の意識把握
- ・中学校区内の意見集約と合意形成
- ・協議内容＝ ①適正化を進めるか、進めないか ②進めるとした場合は、その目標時期

中学校区としての方向性（適正化を進める、進めない）を決定し、

適正化を進める
となった場合



目標時期を設定したうえで
3の地区協議会に移行

適正化を進めない
となった場合



学校規模適正化の推進を中止



3 地区協議会＝ 山崎南中学校区に設置

【委員の構成、協議内容等】

- ・各小学校保護者、各地区自治会長、戸原小校長、城下小校長、山崎南中校長で組織
- ・時期の決定
- ・校名、校歌、校章、制服、遠距離通学対策、PTA組織等の検討、決定
- ・その他関係する開校の準備

新しい学校の設置、新しい学校の運営協議会等の設置

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会要綱

1. 委員会の目的

少子化が進行する中で、市の計画に基づく学校規模適正化の推進について、山崎南中学校区として各種課題を整理のうえ、今後の方向性を協議検討するため、山崎南中学校区に地域の委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員

委員会に各種関係者の中で選任した委員28名を置く。

- (1) 自治会長 16名
- (2) 小学校PTA代表 6名
- (3) 地域の各種団体等の代表、その他地域から推薦した者 6名

3. 委員会の役員

- (1) 委員会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- (3) 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、事故ある時は、その職務を代理する。
- (5) 委員会に、必要により部会を設け、部会長を置くことができる。

4. 委員の任期

任期は、委員会設置の日から、地域としての今後の方向性の協議が終了するまでの間とする。

5. 会議

委員会の会議は、会長が招集する。

ただし、1回目の会議は、宍粟市教育委員会が招集する。

6. 会議の公開

会議は、原則公開とし、会長が必要と認めた場合に限り非公開とする。

なお、会議内容については会議終了後、市ホームページで公表する。

7. 事務局

委員会の事務局は、宍粟市教育委員会に置く。

8. その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

9. 附則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点から、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

Society5.0・グローバル化（生産年齢）人口減少の進行 共生社会
児童虐待の増加 貧困問題の深刻化 地域社会のつながりや支え合いの希薄化
子供たちの規範意識や社会性等の課題
複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

中央教育審議会答申（平成27年12月）

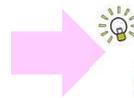
→全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）
→協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務を課す

コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く**保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組み**です。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に**様々な魅力が広がっていきます**。

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

